

平成 20 年 7 月 11 日
独立行政法人国際協力機構

「環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」の補足調査の
概要報告について

標記について、現地調査を実施したところ、速報ベースであるが、概要は以下のとおりである。

1. 調査の目的

「環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」は、JICA において、ガイドラインに基づき、手続き等の運用が実際にどのように行われているかを確認し、整理することであり、今般、現地での実施機関、住民、NGO 等を対象とした現地調査を行い、この補足を行ったものである。現地調査を通じて現行ガイドラインの課題及び新 JICA 環境社会配慮ガイドラインで検討すべき論点の抽出に資するものである。

2. 対象案件

- (1) フィリピン国「CALA 東西道路事業化促進調査」
(開発調査 カテゴリ A)
- (2) ネパール国「アッパーセティ水力発電計画」
(開発調査 カテゴリ A)
- (3) エルサルバドル国「日本・中米友好橋建設計画」
(無償資金協力の事前の調査 カテゴリ B)
- (4) インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」
(無償資金協力の事前の調査 カテゴリ B)
- (5) エルサルバドル国「地方自治体廃棄物管理計画」
(技術協力プロジェクト カテゴリ B)

3. 調査結果概要

以下に案件別に記載している。

フィリピン国「CALA東西道路事業化促進調査」

1. 国名および調査対象案件名（スキーム）

フィリピン国 Cavite-Laguna(CALA)東西道路事業化促進調査(開発調査 F/S)

2. カテゴリ分類

カテゴリ A

3. 協力事業の概要

調査対象地域はCALA 東西道路の影響を受けるカビテ州の大部分及びラグーナ州とメトロマニラの一部である。CALA 地域交通混雑の深刻化に対し、フィリピン政府はJICA や世界銀行といった国際的ドナーとで協調して課題に当たっている。本開発調査は、バタンガス国際港が戦略的に配置されている地域の投資環境を改善するだけでなく、住環境の改善、メトロマニラの都市機能分散の促進、CALA 地域の交通混雑緩和等を狙いとしている。本開発調査の具体的な目的は次の通りである。

- i) CALA 地域交通ネットワーク整備シナリオの再検討
- ii) CALA 東西道路及び関連事業の実現可能性の検討、事業実施計画の作成
- iii) カウンターパートとその他フィリピン側関係者の能力開発

なお、調査期間は、2004 年 09 月～2006 年 11 月である。

4. 事業の進捗状況

F/S 調査以降の相手国政府の活動として、民間およびフィリピン政府自己資金の活用による事業実施を検討中である。

5. 調査概要

- (1) 調査期間：平成 20 年 5 月 29 日～6 月 2 日
- (2) 調査者：原科幸彦東工大教授、臼井寛二（個人コンサルタント）、JICA フィリピン事務所、ローカルコンサルタント
- (3) 聞き取り対象者：公共事業省[DPWH]（実施機関）、現地NGO、被影響世帯
- (4) 調査方法：以下の通り

日時	対象者	方法	調査者
2008/5/3 1-6/1	被影響世帯	面接法による聞き取り調査を実施した。計 101 サンプルを収集した。	ローカルコンサルタント、原科教授、臼井、JICA フィリピン事務所
2008/5/3 0	現地 NGO (Urban and Poor Association)	面接法による聞き取り調査を実施した。	原科教授、臼井、JICA フィリピン事務所
2008/5/3 0	実施機関（公共事業省：DPWH）	面接法による聞き取り調査を実施した。	原科教授、臼井、JICA フィリピン事務所

6. 調査結果

(1) 調査対象世帯

今回の調査対象世帯として、開発調査では、予定している道路の中心線から、両側に 500m の範囲を直接被影響地域としているため、この内、もっとも影響を受ける世帯数が多い Cavite 州 Bacoor 地区（同地区の被影響世帯数 = 344 世帯）から、ランダムに選択した世帯を対象に、面接法による聞き取り調査を実施し、計 101 サンプルを収集した。

(2) プロジェクト及びそれによる影響に対する認知度

調査対象住民の 71.3% はプロジェクトを認識しており、比較的高い割合を示している。

プロジェクトによる便益に関しては、ビジネスチャンスが増えることや、雇用の創出、道路状況の改善、が比較的多くあげられた。

また、プロジェクトによるネガティブな影響に関しては、大気汚染、公共サービスへの影響、水環境の悪化（水質汚濁や洪水など）が比較的多くあげられた。

(3) プロジェクトの影響の緩和等に対する相手国政府の姿勢

実施機関によれば、プロジェクトの計画策定における影響および緩和策については、開発調査の期間中に十分な環境社会配慮を実施しており、緩和策についても環境影響評価書(EIS)に記載しているとおり十分なものだと考えている、とのことであった。また、EIS は、関係する地方自治体に配布しており、現地にて問い合わせがあった場合、自治体に対応することになっている。

(4) 情報公開の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、基本的にステークホルダー協議や FGD (Focus Group Discussion) の実施時に、必要な情報を提供している[(5)を参照]、とのことである。外部からの問い合わせがあった場合、自治体等が対応している。なお、同ステークホルダー協議における情報公開は、JICA ガイドラインに則ったものであると同時に、同国の環境影響評価(EIA)制度に基づいたものである。

今回実施した調査の対象住民は、プロジェクトに関する情報を得た方法として、口伝え(55.6%)、ステークホルダー協議(8.5%)をあげている。情報を得た言語としては、理解可能な言語が 96%、理解できない言語が 4%となっている。但し、「理解できない言語」と回答したすべての住民は、口伝えで情報を得たと回答しており、回答に不整合がみられる。

(5) ステークホルダー協議の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、協議実施のタイミングとして、プロジェクトサイクル中で重要だと思われる段階(8回)を設定したとある。開催回数は、被影響地域内で、計 18 回開催した。延べ参加者は、1,040 人であった。協議の開催は、関係者に招待状を送付するとともに、ポスターの掲示、WEB サイト、各戸の訪問などによりアナウンスされた。

協議の方法として、ワークショップ形式を取り入れ、できるだけ多くの参加者の意見を聴取できるよう工夫した。内容については、事業自体の説明はもと

より、事業による負の影響についても出来る限り説明した。言語に関して、説明等はフィリピン語で実施し、配布資料はフィリピン語・英語の2種類を用意した。ステークホルダー協議の記録も作成し、公開した。

ステークホルダー協議に参加した住民によれば、使用された言語は、理解できる言語が100%であった。

現地 NGO によれば、ステークホルダー協議については、基本的に満足している。特に、住民は計画段階から参加できた点や、グループディスカッション・ワークショップなどの手法を取り入れた点は、評価できる。反省点として、住民からすれば、開催場所が遠いため参加できないようなことがあったこと、マスマーケティングでは議論の時間が足りない、地元リーダー（バランガイキャプテン）の参加だけでは不十分で、NGO の関与が必要、などがある。

(6) ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映

実施機関によれば、ステークホルダー協議の結果は、ミティゲーションに反映させているとの回答であった。

(7) 住民移転の計画がある場合、合意形成・移転及び生計手段の喪失に関する対策

実施機関によれば、住民移転を最小化するため、全区間で、道路線形の代替案を検討したとの回答であった。住民に対する説明としては、十分であったと考えられ、実際に住民移転を実施する際、住民から要望があれば、職業訓練を行うことなども検討されている。

ステークホルダー協議に参加した調査対象住民は、住民移転に係る説明について、「大変適切である=5」、「適切である=4」、「どちらでもない=3」、「あまり適切でない=2」、「適切でない=1」として平均を取ると、3.3であり、概ね適切であるといえる。

(8) 環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の相手国の対応

実施機関によれば、問題が指摘されたことはない。

(9) 相手国の環境影響評価法制度に基づく環境影響評価が行われている場合、その実施状況

実施機関によれば、現在、フィリピンの環境影響評価制度による EIA の審査プロセス中であり、環境応諾証明書 (ECC) はまだ発行されていない。

EIS については英語のみで作成されているが、プロジェクトの説明用資料を別途作成しており、こちらは、英語とフィリピン語で作成している。これらの EIA に関する資料は、地方自治体が保有しており、求めに応じていつでも住民に提供されるようになっている。

(10) その他

実施機関によれば、JICA ガイドラインの経験は本プロジェクトのみであるが、特に問題点は感じていないとのことであった。また、住民からの指摘事項として、移転させるのであれば適切な補償が必要だとの意見が多数あった。

プロジェクトを知っているかの認識は、現時点でも高い(71%)が、開発調

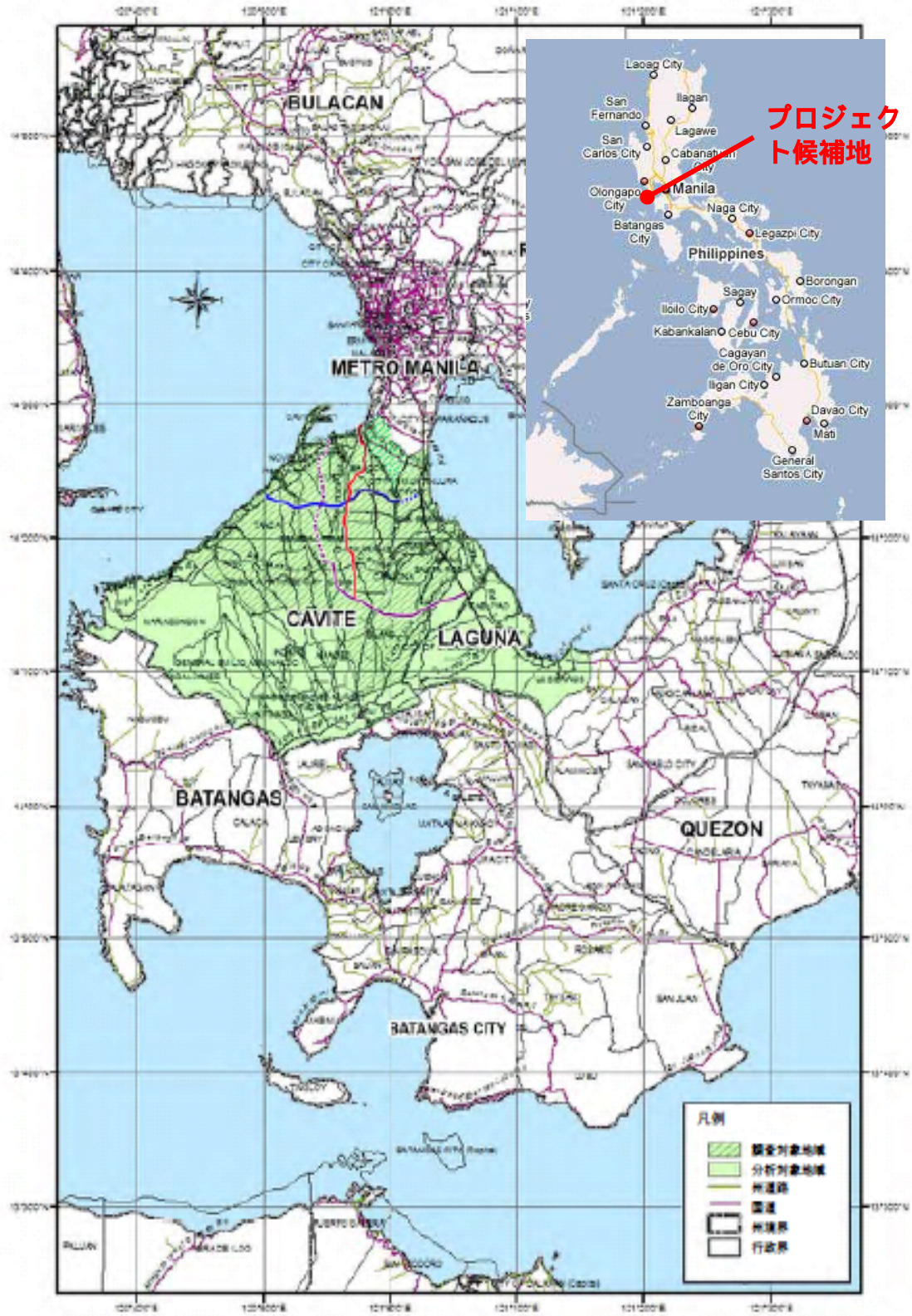
査実施時には、93%であったので、認知度が下がっている。ステークホルダー協議から約2年経過しているが、プロジェクトの実施が具体化していないため、認識が下がっている可能性がある。加えて、調査対象地域が、首都に隣接する地域であり、また、フィリピン国では季節労働や国外を含めた出稼ぎが一般的であることから、人口移動が起きている可能性もある。

7. まとめ

ガイドラインに従った運用が行われていると考えられる。

一方、開発調査後、プロジェクトをとりまく状況は時間が経過するほど変化することも明らかになった。事業化のタイミングを考えた調査計画が重要となる。

添付：Cavite-Laguna(CALA)東西道路事業化サイト位置図



ネパール国「アッパーセティ水力発電計画」

1. 国名および調査対象案件名（スキーム）

ネパール国 アッパーセティ水力発電計画（開発調査 F/S）

2. カテゴリ分類

カテゴリ A

3. 協力事業の概要

ネパール国中部にあるアッパーセティ水力発電計画地点を対象として、F/S 調査を実施するとともに、本地点に係る EIA について、現地カウンターパートが実施するにあたっての支援を行う。さらに、調査全体を通じてカウンターパートの F/S 実施能力および EIA 実施能力の育成を行う。

なお、調査期間は、2005 年 2 月～2007 年 6 月である。

4. 事業の進捗状況

F/S 調査以降の相手国政府の活動として、政情不安が続いたため目立った進捗はない。

5. 調査概要

(1) 調査期間：平成 20 年 6 月 3 日～6 月 8 日

(2) 調査者：臼井寛二（個人コンサルタント）、JICAネパール事務所、ローカルコンサルタント

(3) 聞き取り対象者：電力公社[NEA]（実施機関）、現地NGO、被影響世帯

(4) 調査方法：以下の通り

日時	対象者	方法	調査者
2008/6/ 3-8	被影響世帯	面接法による調査を実施し、計 109 サンプルを収集した。	ローカルコンサルタント、臼井
2008/6/ 4	国際 NGO (WWF)	面接法による聞き取り調査を実施した。	臼井
2008/6/ 4	電力公社 (NEA)	面接法および留め置き法による調査を実施した。	臼井
2008/6/ 5	現地自治体 (VDC)	面接法による聞き取り調査を実施した。	臼井、ガイド兼通訳 (NEA)
2008/6/ 5	現地 NGO (NGO Network)	面接法による聞き取り調査を実施した。	臼井、ガイド兼通訳 (NEA)
2008/6/ 6	現地住民リーダー (Rising Patan 村)	面接法による聞き取り調査を実施した。	臼井、ガイド兼通訳 (NEA)

6. 調査結果

(1) 調査対象世帯

開発調査で、プロジェクト予定地域である Tanahu 郡のうち、特に水没地域と

なる村（VDC）から、ランダムに選択した世帯を対象に、面接法による聞き取り調査を実施した。計 109 サンプルを収集した。

(2) プロジェクト及びそれによる影響に対する認知度

調査対象住民の 88.1%はプロジェクトを認識しており、高い割合を示している。

プロジェクトによる便益に関しては、雇用の創出やビジネスチャンスが増えること、また公共サービスの提供、が比較的多くあげられた。

また、プロジェクトによるネガティブな影響に関しては、土砂崩れ、生物多様性、事故、が比較的多くあげられた。

(3) プロジェクトの影響の緩和等に対する相手国政府の姿勢

実施機関によれば、プロジェクトの計画策定における影響および緩和策については、環境社会配慮調査の結果を考慮し、環境影響評価書（EIS）に記載している、とのことであった。

(4) 情報公開の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、ステークホルダー協議や FGD（Focus Group Discussion）の実施時に、必要な情報を提供している[(5)を参照]とのことであった。なお、同ステークホルダー協議における情報公開は、同国の EIA 制度上、要求されている訳ではなく、JICA ガイドラインのみに基づいて実施された。

今回実施した調査の対象住民は、プロジェクトに関する情報を得た方法として、口伝え（41.9%）、NEA スタッフによる説明（23.6%）、ラジオ（11.5%）をあげている。情報を得た言語としては、理解可能な言語が 100%となっている。

(5) ステークホルダー協議の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、JICA 開発調査の前に、ネパールの EIA 制度に基づきステークホルダー協議が、2000 年に開催された。

JICA 開発調査において、JICA ガイドラインに則り、2006 年～07 年にかけて、スコーピング、環境社会配慮概要検討、ドラフトファイナルの各段階で実施した。影響範囲が広いので、現地では各地で実施し、首都でも開催した。協議の開催は、関係者に招待状を送付するとともに、テレビ、ラジオ、ポスターの掲示、各戸の訪問などによりアナウンスした。

協議の方法として、経験豊富なファシリテーターを雇用し、ワークショップ形式を取り入れ、コメントスリップを配布するなど、できるだけ多くの参加者の意見を聴取できるよう工夫した。内容については、事業目的、負の影響などを説明した。言語に関しては、現地住民を対象とした協議はネパール語で説明し、配布資料もネパール語を用意した。政府機関や政党、NGO などを対象とした協議の場合は、基本的に英語で実施した。ステークホルダー協議の記録も作成し、公開した。

ステークホルダー協議に参加した住民によれば、使用された言語は、理解できる言語が 100%であった。

現地 NGO によれば、同協議には参加していないので詳細は不明だが、大変良いものだった、との意見があった。国際 NGO（WWF）からは、現地で開催された

点は評価できること、生物多様性への影響に関しては住民も土着の知識を持つてははずなので重視するべき、との意見があった。

(6) ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映

実施機関によれば、ステークホルダー協議の結果は、EIS に反映させているとの回答であった。

(7) 住民移転の計画がある場合、合意形成・移転及び生計手段の喪失に関する対策

実施機関によると、事業の実施段階では、環境専門部局が設置され、監督業務を行う計画である。補償に当たっては、移転委員会により、市場価格と政府価格を勘案して補償が行われる。また、地元からのニーズに基づくプログラムが実施されるとのことであった。

ステークホルダー協議に参加した調査対象住民は、住民移転に係る説明について、「大変適切である=5」、「適切である=4」、「どちらでもない=3」、「あまり適切でない=2」、「適切でない=1」として平均を取ると、3.6であり、概ね適切であるといえる。

(8) 環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の相手国の対応

実施機関によれば、問題の指摘はない。

(9) 相手国の環境影響評価法制度に基づく環境影響評価が行われている場合、その実施状況

実施機関によれば、現在、ネパールの環境影響評価法制度に基づく EIA の審査プロセス中である。

環境影響評価書については、本文は英語で作成され、概要版や説明用の資料などは、英語とネパール語で作成された。EIA に関する資料は VDC 事務所が保有しており、求めに応じていつでも住民に提供されるようになっている。

(10) その他

実施機関から、JICAガイドラインに対する要望として、本プロジェクトにおいては、既に同国EIA制度に基づいてステークホルダー協議が実施され、住民はプロジェクトを認識していたにも関わらず、さらに、同ガイドラインに従ってステークホルダー協議を3回実施したため、混乱を招いたことが指摘された。同様の意見は、今回調査した住民に対するヒアリングからも、一部確認された。

こうしたことから、ステークホルダー協議は、実施機関側の負担だけでなく地域社会に混乱を引き起こす原因にもなりうるため、状況に応じて柔軟に対応すべきであるとの提案があった。

7. まとめ

ガイドラインに従った運用が行われていると考えられる。

住民のプロジェクトに対する認識は高い。

一方、ガイドラインの課題として、プロジェクトがプランニング段階であったことを考慮すると、プロジェクトの進捗に変化はないにも関わらず、ステークホルダー協議を3回重ねることになり、混乱がみられたこと、また、相手国政府の開催に関するコスト負担が相当な大きさであったこと、などが課題として挙げられる。

添付：アッパーセティ水力発電計画サイト位置図



エルサルバドル国「日本・中米友好橋建設計画」

1. 国名および調査対象案件名（スキーム）

エルサルバドル共和国「日本・中米友好橋建設計画」（無償資金協力の事前の調査）

2. カテゴリ分類

カテゴリ B

3. 事業概要

エルサルバドル共和国とホンジュラス共和国の両国国境にかかるゴアスコラン橋は、1980年代より活性化した国際物流又は中米物流回廊路線として重要な橋梁である。しかし、同橋は1940年代に設計された2軸トラックの対応であり、大型トレーラー通行には対応していないこと、老朽化による損傷が顕著なことから、既存橋に代わる新橋の建設につき、要請されたものである。2005年10月より11月まで予備調査、2006年2月より11月まで基本設計調査を行った。

4. 事業の進捗状況

2007年5月にホンジュラス共和国と、2007年6月にエルサルバドル共和国との本計画に対する無償資金協力を供与するための交換公文が調印された。

5. 調査概要

- (1) 調査期間：平成20年5月23日～6月2日
- (2) 調査者： 審査室準備室環境社会配慮審査第一課 宮崎明博、JICAエルサルバドル事務所、ローカルコンサルタント
- (3) 聞き取り対象者：公共事業省（実施機関）、被影響世帯
- (4) 調査方法：以下の通り

日時	対象者	方法	調査者
2008/5/22 -5/29	被影響世帯	面接法による聞き取り調査を実施した。	ローカルコンサルタント、宮崎、エルサルバドル事務所
2008/5/28	実施機関（公共事業省：MOP）	面接法による聞き取り調査を実施した。	宮崎、エルサルバドル事務所

6. 調査結果

(1) 調査対象住民

La Union 県 Pasaquina 地区は、既存の橋梁と新橋建設サイトがある地区である。今回の調査では、被影響世帯として、地区内の約30世帯（移転対象世帯を含む）と既存橋梁周辺の中小企業経営者からランダムに計40サンプルを抽出し、面接法により聞き取り調査を実施した。

(2) プロジェクト及びそれによる影響に対する認知度

今回対象とした被影響住民の 71.3%はプロジェクトを認識しており、比較的高い割合を示している。

プロジェクトによる便益に関して、渋滞の緩和、道路ネットワークの改善、雇用の創出、が比較的多くあげられた。

また、プロジェクトの工事によるネガティブな影響に関しては、水、土壌、生態系、が比較的多くあげられた。

(3) プロジェクトの影響の緩和等に対する相手国政府の姿勢

実施機関によれば、プロジェクトの計画策定において、環境社会配慮調査の結果を考慮している。また、土壌浸食・堆積、河川側面掘削、水理への影響、動植物、景観、非自発的住民移転等予備調査時の環境社会配慮調査により提案された緩和策は、事業に反映されている、かつ報告書において確認することが可能であり、十分なものだと考えている。

(4) 情報公開の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、予備調査時のステークホルダー協議時に情報公開が行われた。また、基本設計調査時及び調査終了後にもエルサルバドル国の環境法に基づき、被影響住民並びに関係者に対して情報公開が行われた。なお、エルサルバドル国の環境法における情報の公開では、環境許可の決議後 10 日間を一般への協議・公開・閲覧期間と規定しており、政府広報、新聞等で公告することとなっており、同プロジェクトについても、これらのプロセスを行い、環境・天然資源省により公聴会が実施された。ステークホルダー協議時及び公聴会では、プロジェクト概要、環境社会影響、生活に影響を及ぼす健康被害、今後の計画等が説明された。情報はスペイン語で書かれ、スペイン語で説明された。外部からの問い合わせがあった場合、公共事業省が対応している。

調査対象住民は、プロジェクトに関する情報を得た方法として、口伝え (32.5%)、政府関係者からの説明 (12.5%)、新聞 (12.5%) をあげている者が多い。また、得た情報の言語として、1 名を除く全ての回答が理解可能な言語であったとしている。

(5) ステークホルダー協議の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、予備調査時に対象地域内にある教会にて実施 (2005 年 10 月 27 日) し、計 35 名の参加を得た。また、基本設計調査段階でも既存の橋地域にて中小企業を営む住民に対して説明・意見交換を行った。協議の方法として、ワークショップ形式を取り入れ、できるだけ多くの参加者の意見を聴取できるよう工夫した。ステークホルダー協議開催通知は、教会を通じて住民に呼びかける他、地域の学校掲示板により学生の父母に通知した。内容については、事業概要をはじめとして、代替案、環境の現状、土地収用等にかかる説明を行い、それらのトピックについて協議を行った。言語は地域の共通言語であるスペイン語で実施し、配布資料も同様にスペイン語で準備された。なお、予備調査時のステークホルダー協議は記録を作成した。

ステークホルダー協議時に現地 NGO の参加はなかったとのことである。

(6) ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映

実施機関によれば、ステークホルダー協議の結果は、住民への説明手法、ミティゲーション等に反映させている。

(7) 住民移転の計画がある場合、合意形成・移転に関する対策

実施機関によれば、住民移転を最小化するため、架橋の位置、アプローチ道路の線形にかかる代替案を検討した。被影響住民に対する説明は、適切であったと考える。基本設計調査期間に移転対象住民の合意を取り付け、エルサルバドルの土地収用にかかる法律に基づき、手続きが進められた。

(8) 環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の相手国の対応

実施機関によれば、問題の指摘はない。

(9) 相手国の環境影響評価法制度に基づく環境影響評価が行われている場合、その実施状況

エルサルバドルの環境法に基づいて、EIAの審査・承認が行われ、2005年12月に環境資源省により環境許可書が発給された。文書は、公用語であるスペイン語で記載されており、情報公開され、閲覧が可能である。また、コピーの取得も認められている。工事区内の樹木伐採についても、プロジェクト対象地域の自治体(La Union 県 Pasaguina 地区)より許可を得ている。ただし、伐採した樹木と同等の樹木を建設終了時に移設・植樹することとしている。

(10) その他

相手国政府から JICA 環境社会配慮ガイドラインは、複雑で難解であったが、調査はガイドラインに沿って実施された、実施部分については EIA に基づくモニタリングが行われると説明があった。

7. まとめ

ガイドラインに従った運用が行われていると考えられる。

実施機関からは、ガイドラインが複雑で難解との指摘があった。

添付：エル・アマティージョ橋サイト位置図



インドネシア国「持続的沿岸漁業振興計画」

1. 国名および調査対象案件名（スキーム）

インドネシア国持続的沿岸漁業振興計画（無償資金協力の事前の調査）

2. カテゴリ分類

カテゴリ B

3. 事業概要

本プロジェクトはインドネシア国政府が中期開発戦略に掲げている貧困戦略の一環として、国内で最も発展が遅れている東ヌサテンガラ州において、特に所得の低い沿岸漁民を対象とした漁港整備を行うことで漁民の生活向上を目指すものである。

同州の東フローレス県ラランツカ郡アマガラパティ地区に、漁港施設（水揚げ棧橋、連絡橋、荷捌き棟、管理棟など）及び関連機材の整備が要請された。2006年1月から同年2月にかけて予備調査を実施し、2006年6月から2007年3月にかけて基本設計調査を実施した。

4. 事業の進捗状況

2007年7月にインドネシア国との間で本計画に対する無償資金協力を供与するための交換公文が調印された。

5. 調査概要

(1) 調査期間：平成20年6月8日～6月15日

(2) 調査者：審査室準備室環境社会配慮審査第一課 村瀬憲昭、ローカルコンサルタント

(3) 聞き取り対象者：プロジェクトサイト周辺住民、東フローレス県政府（実施機関）

(4) 調査方法：以下の通り

日時	対象者	方法	調査者
2008/6/10 -6/13	プロジェクトサイト周辺住民	面接法による聞き取り調査を実施し、計40サンプルを収集した。	ローカルコンサルタント
2008/6/10 -6/12	東フローレス県政府関係者（県知事、水産局、計画局）	面接法による聞き取り調査を実施した。	村瀬、ローカルコンサルタント

6. 調査結果

(1) 調査対象住民

プロジェクトサイトであるアマガラパティ地区 453 世帯から、ランダムに選択した世帯を対象に、面接法による聞き取り調査を実施し、計 40 サンプルを収集した。

(2) プロジェクト及びそれによる影響に対する認知度

今回対象とした被影響住民の 92.5%はプロジェクトを認識しており、高い割合を示している。

プロジェクトによる便益に関しては、漁業やその他の商売への好影響や、雇用機会の増加、が比較的多くあげられた。

また、プロジェクトによるネガティブな影響に関しては、大気汚染・悪臭、騒音・振動、水質汚染、が比較的多くあげられた。

(3) プロジェクトの影響の緩和に対する相手国政府の姿勢

実施機関によれば、プロジェクトの計画策定において、環境社会配慮調査の結果を考慮している。また、影響の緩和策及びモニタリング計画に関しては、県水産局が大学機関に委託し、2005年12月に環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された。県水産局はこれらの計画に基づいて、影響の緩和・モニタリングを実施するとのことであった。また、これら計画の概要については、ステークホルダー協議等で住民を含む関係者に説明している。

さらに、サイト内に「神聖な石」の存在が確認され、住民から石を残すように求められたので、住民の意向に沿うように施設設計を工夫した。

(4) 情報公開の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、環境管理計画及びモニタリング計画の報告書はインドネシア語で書かれており、現地住民は理解可能である。また、報告書は県水産局の事務所で公開されており、一般の閲覧及びコピーが可能である。

調査対象住民は、プロジェクトに関する情報を得た方法として、「県政府職員から説明があった」と答えた者が 60.0%と最も多く、「近所の住民から (30.0%)」「ステークホルダー協議」(25.0%)と続く。また、調査対象住民すべてが、理解できる言語で情報を得たと回答している。

(5) ステークホルダー協議の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、2006年7月18日及び同年7月23日にアマガラパティ地区内で、住民説明会が開催されたとのことであり、7月18日の説明会では39名、7月23日は47名の参加があった。県政府は住民や漁業組合関係者に招待状を発送した。説明会では、プロジェクトの概要、プロジェクトによる正負の影響及び環境管理計画・モニタリング計画の概要について説明が行われた。説明は現地語で行われた。基本設計調査団が説明会の記録を作成した。

なお、県知事からは、これら住民説明会に加えて、県知事自らがプロジェクト周辺の住民に対して、プロジェクトの内容・進捗等に関する説明を行っているとの説明があった。

(6) ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映

実施機関によれば、漁港からの排水・廃棄物に対する懸念、及び漁業組合の組織強化に関する要望については、施設設計及び運営管理計画に反映された。

(7) 用地取得実施状況

実施機関によれば、事業開始前に、土地所有者からの同意書の取り付け及び県政府が定める手続きによる金銭補償が行われ、土地の権利が県政府へ移転している（住民移転はない）。

(8) 環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の相手国の対応

実施機関によれば、問題の指摘はない。

(9) 相手国の法制度に基づく環境影響評価が行われている場合、その実施状況

本プロジェクトでは、インドネシア国の環境影響評価法制度に基づき、事業実施に先立ち、環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成され、これら計画は、県の環境影響評価委員会へ提出され承認された（EIAは不要である）。

(10) その他

調査対象住民からは、必要な情報として、漁港建設後の運営計画や雇用の提供等に関する情報提供の要望が多く出された。

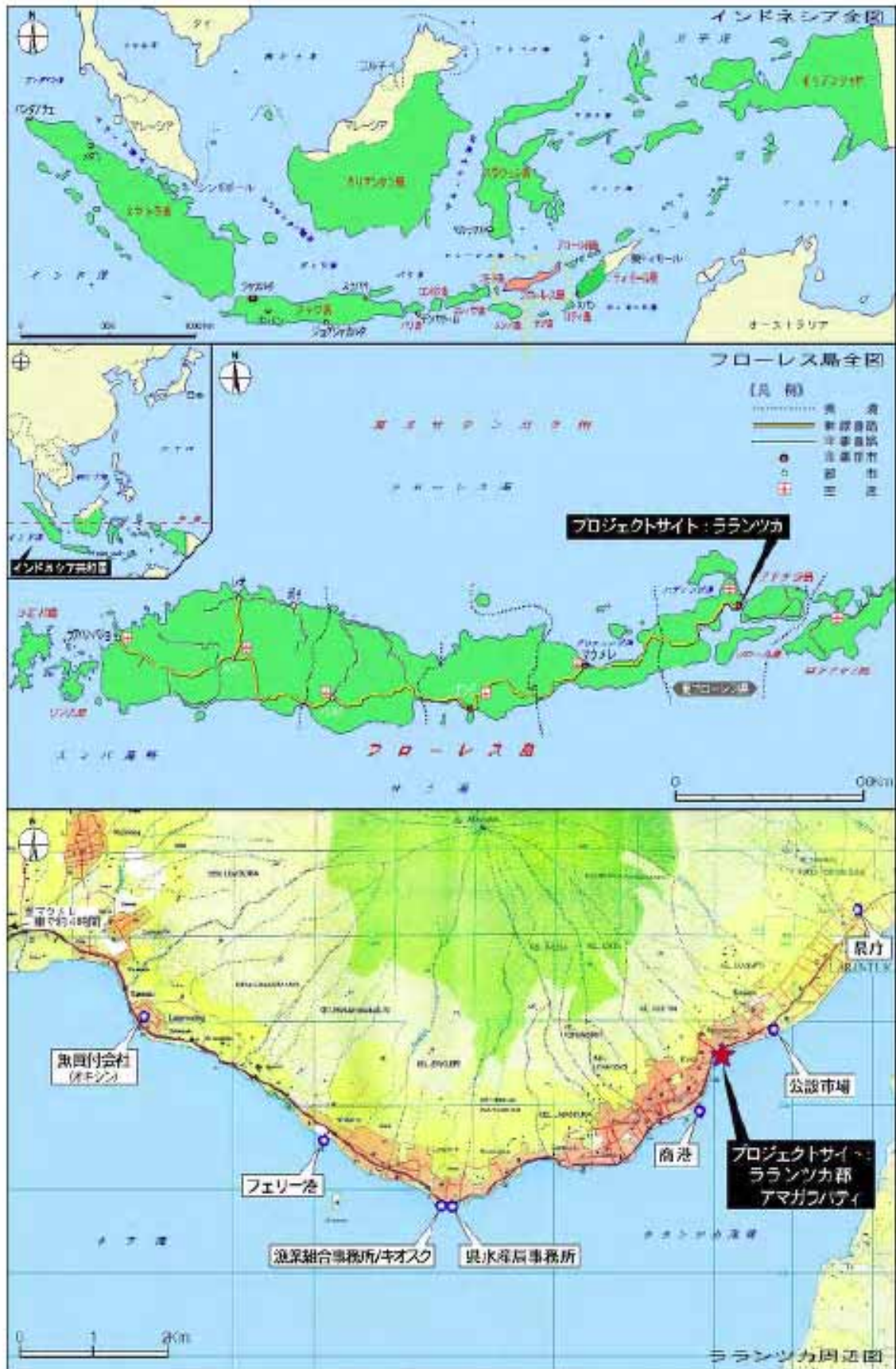
7. まとめ

ガイドラインに従った運用が行われていると考えられる。

住民のプロジェクトに対する認識は高い。

住民からの情報ニーズとして、漁港建設後の運営計画や雇用の提供等に関する情報提供が指摘されたことから、こうした点についても具体的な情報提供を行うことが望ましかったと考えられる。

添付：インドネシア国持続的沿岸漁業振興計画サイト位置図



エルサルバドル国「地方自治体廃棄物管理計画」

1. 国名および調査対象案件名（スキーム）

エルサルバドル共和国「自治体廃棄物総合管理プロジェクト」(技術協力プロジェクト)

2. カテゴリ分類

カテゴリ B

3. 事業概要

エルサルバドル共和国は、国内の環境・衛生状況を維持、改善する目的で「固形物廃棄物総合管理に係る特別規則」及び「固形廃棄物に関する政策」を打ち出し、廃棄物管理を行う自治体は、適切な実施を迫られていたが、人材、予算及び技術の不足から実施が困難であるため、技術協力プロジェクトの要請がなされた。本プロジェクトでは、エルサルバドル、ラ・ウニオン県北部の9つの自治体からなる広域行政組合を対象としたパイロットプロジェクトを実施しており、サンタ・ロサ・デ・リマ市にある既存最終処分場の改善（第一期）や衛生埋立処分場の新規建設（第二期）と ASINORLU による処分場運営維持管理を支援している。また、3Rモデルプロジェクトを実施し、住民の意識向上、コンポスト製造演習やペットボトル・アルミ缶等のリサイクル等の活動を行なっている。パイロットプロジェクトの実施を通じて得られた知見及び全国を対象とした廃棄物管理に関する実情調査の結果にもとづいて、全国の組合・自治体が廃棄物管理を行う上で指針となるガイドラインの作成を行うとともに、衛生埋立処分場を全国で展開するために中央政府のとるべき施策を策定する。第二期区画の建設（第一期は2008年度中に運行を終了する予定）を行う。この建設工事に係る活動をカテゴリ B とした。

4. 事業の進捗状況

本プロジェクトは2006年4月より2009年3月までの3年間を協力期間として2005年8月にエルサルバドル政府とRDを署名した。現在は最終第3年次であり、昨年に引き続き、パイロットプロジェクトの実施（第二期最終処分場の建設工事）を行ない、成果の持続性を確保するとともに、ガイドラインの作成、中央政府の取るべき施策の策定支援を通じて環境省を中心とした中央政府の能力向上を図っている。また、国内自治体および中米諸国関係者に対するセミナー等で成果の普及を行っている。

5. 調査概要

- (1) 調査期間：平成20年5月23日～6月2日
- (2) 調査者： 審査室準備室環境社会配慮審査第一課 宮崎明博、JICAエルサルバドル事務所、ローカルコンサルタント
- (3) 聞き取り対象者：プロジェクトサイト周辺住民、ウェストピッカー、プロジェクト現場の労働者、自治体開発庁およびプロジェクト実施ユニット（メインの実施機関）、環境天然資源省（実施機関）、サンタ・ロサ・デ・リ

マ市、現地NGO、プロジェクト専門家

(4) 調査方法：以下の通り

日時	対象者	方法	調査者
2008/5/23 -5/25	プロジェクトサイト周辺住民、ウェストピッカー及びプロジェクト現場の労働者	面接法による調査を実施し、計42サンプルを収集した。	ローカルコンサルタント、宮崎、エルサルバドル事務所
2008/5/27	現地NGO (Asociación Salvadoreña Pro-Salud Rural)	面接法による聞き取り調査を実施した。	宮崎、エルサルバドル事務所
2008/5/28	環境天然資源省：MARN	面接法による聞き取り調査を実施した。	宮崎、エルサルバドル事務所
2008/5/28	自治体開発庁（ISDEM）	面接法による聞き取り調査を実施した	宮崎、エルサルバドル事務所
2008/5/27	サンタ・ロサ・デ・リマ市	面接法による聞き取り調査を実施した。	宮崎、エルサルバドル事務所
2008/5/27	実施機関(プロジェクト実施ユニット:PEU)	面接法による聞き取り調査を実施した。	宮崎、エルサルバドル事務所
2008/5/27	プロジェクト専門家	面接法による聞き取り調査を実施した。	宮崎、エルサルバドル事務所

6. 調査結果

(1) 調査対象住民

今回の調査対象住民として、最終処分場建設サイトがあるサンタ・ロサ・デ・リマ市 Santa La Virgencita 地区の約40世帯、処分場内に居住する19名のウェストピッカー及びプロジェクト現場の労働者よりランダムに計42サンプルを抽出し、面接法により聞き取り調査を行った。

(2) プロジェクト及びそれによる影響に対する認知度

調査対象住民の57.1%は、プロジェクトを認識しており、比較的高い割合を示している。

プロジェクトによる便益に関しては、環境の改善、道路ネットワークの改善、雇用の創出、が比較的多くあげられた。

また、プロジェクトによるネガティブな影響に関しては、水質汚染、悪臭、土壌浸食、が比較的多くあげられた。

(3) プロジェクトの影響の緩和に対する相手国政府の姿勢

実施機関によれば、プロジェクトの計画策定において、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境・社会面の影響を検討すると共に、エルサルバドル

国環境法に基づき、影響緩和策、軽減策の検討と実施を行う。

(4) 情報公開の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、市の広報誌、公開セミナー、現地視察会等を活用して、地域住民、関心の高い有識者、政府関係者に対して、情報を提供・公開している。その内容は、事業概要、廃棄物総合管理計画、衛生埋め立て処分場（正負の環境社会影響を含む）などである。言語は地域の共通言語であるスペイン語が活用された。

調査対象住民によれば、プロジェクトに関する情報手段として、プロジェクト関係者からの説明が35.7%と最も多く、口伝え（26.2%）、ステークホルダー協議（14.3%）と続き、約80%がプロジェクトにかかる何らかの情報を得ている。

(5) ステークホルダー協議の時期、方法、内容、言語/様式

実施機関によれば、会議形式のステークホルダー協議は実施されていないが、公開セミナー、現地視察会、ウェストピッカー、地域住民及び政府関係者へのヒアリングを行った。また、ウェストピッカーに対する生活向上支援策として、コミュニティ形成（コミュニティに参加し、自己の責任を啓発）、家庭収入の強化、社会生活の向上（人間開発、男女平等、病気の予防等）等のプログラムを約9ヶ月間実施した。

ウェストピッカーに対する生活向上支援を行った NGO にプロジェクト実施の印象、効果、影響等について意見を確認したが、これまでのエルサルバドル国内でウェストピッカーに対する支援が施された経験はなく、今回の試みはチャレンジングであると同時に今後の廃棄物処分場の建設に新たな方向性を見出すものとなったとの回答があった。また、一部のウェストピッカーは就学する、小規模なビジネスを始める等正の影響が確認できた。その一方で、多くのプログラムを短期間で実施しなければならなかったことから未完との感想も述べられた。

(6) ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映

実施機関によれば、公開セミナー、現地視察会、ウェストピッカー、地域住民及び政府関係者へのヒアリングを行い、その結果をプロジェクトの活動へと反映している。

(7) 住民移転の計画がある場合、合意形成・移転及び生計手段の喪失に関する対策

実施機関によれば、処分場の拡張工事のため、処分場内で生活するウェストピッカー3家族が移転の対象となった。対象の3家族は、移転先の代替案の提示を受け、適切な合意形成を経て、場内近隣地域に移転した。移転後もそれ以前と同様に有価ごみの売却が主な収入源であることから生計手段の喪失はない。

(8) 環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の相手国の対応

実施機関によれば、環境社会配慮上の問題指摘はない。

(9) 相手国の環境影響評価法制度に基づく環境影響評価が行われている場

合、その実施状況

エルサルバドル国の環境法上に基づき、本プロジェクトは EIA の必要はないが、サンタ・ロサ・デ・リマ市より環境許可の申請がなされ、2006 年 10 月に環境・天然資源省が承認した。なお、文書は、公用語であるスペイン語で記載されており、情報公開され、閲覧が可能である。

(10) その他

エルサルバドル国の環境法規制に基づき、水質のモニタリングが行われ、モニタリング項目の調査・分析と環境天然資源省への定期的な報告をプロジェクト実施機関は実施している。

7. まとめ

ガイドラインに従った運用が行われていると考えられる。

サイトが既に運用が始まっている最終処分場の一部区画であることから、住民が廃棄物処分場に対して水質汚染、悪臭等のイメージを抱いている可能性がある。こうした背景も含め、実施機関等により軽減・緩和の対策が検討され、最終処分場の改善・拡張工事に反映されている。

